

国民体育大会(国民スポーツ大会)開催予定一覧

2020年12月10日

開催年	国 民 体 育 大 会						ブロック大会				
	回数	大会(季別)		開催地	会場地	会期等	ブロック	開催県	ブロック	開催県	
〔2021〕 令和3年	76	冬季大会	スケート(スピード)	岐阜県	恵那市	2021年1月27日(水)～31日(日)	東 北	青森	近 畿	大阪	
			スケート(ショートトラック・フィギュア)	愛知県	名古屋市 他	2021年1月27日(水)～31日(日)	関 東	栃木	中 国	岡山	
			アイスホッケー			北信越	長野	四 国	徳島		
			スキー	秋田県	鹿角市	2021年2月18日(木)～21日(日)	東 海	静岡	九 州	福岡	
		本大会			三重県	津市 他	2021年9月25日(土)～10月5日(火)				
〔2022〕 令和4年	77	冬季大会	スケート・アイスホッケー	栃木県	日光市	2022年1月24日(月)～30日(日)	東 北	岩手	近 畿	京都	
			スキー	秋田県	鹿角市		関 東	東京	中 国	広島	
		本大会			栃木県	宇都宮市 他	2022年10月1日(土)～11日(火)	北信越	福井	四 国	高知
								東 海	岐阜	九 州	熊本
〔2023〕 令和5年	特別	冬季大会	スケート・アイスホッケー	未定							
			スキー	岩手県		2020年10月21日開催要請					
		本大会			鹿児島県	鹿児島市 他	決定				
国民スポーツ大会											
〔2024〕 令和6年	78	冬季大会	スケート・アイスホッケー	未定							
			スキー	未定							
		本大会			佐賀県		決定				
〔2025〕 令和7年	79	冬季大会		未定							
		本大会		滋賀県		内定					
〔2026〕 令和8年	80	冬季大会		青森県		内定					
		本大会									
〔2027〕 令和9年	81	冬季大会		未定							
		本大会		宮崎県		開催申請書提出順序了解県					
〔2028〕 令和10年	82	冬季大会		長野県		開催申請書提出順序了解県					
		本大会									
〔2029〕 令和11年	83	冬季大会		未定							
		本大会		群馬県		開催申請書提出順序了解県					
〔2030〕 令和12年	84	冬季大会		未定							
		本大会		島根県		開催申請書提出順序了解県					
〔2031〕 令和13年	85	冬季大会		未定							
		本大会		奈良県		開催申請書提出順序了解県					

国民体育大会開催基準要項

【国民体育大会開催基準要項改定案】

7 開催の基本方針

(略)

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。

ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12 月～2 月末日

② 本大会：9 月中旬～10 月中旬

〔注〕公開競技については、当該大会開催年度 4 月 1 日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはない。

① 冬季大会：5 日間以内

② 本大会：11 日間以内

3) 大会の会期は、本要項第 16 項に規定する場合を除き、開催 3 年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は、本要項第 16 項に規定する場合を除き、開催 3 年前の 12 月 31 日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその 1 週間前に他の競技的催し物等を実施することはない。

(略)

16 大会開催の可否決定及び延期の対応

(1) 国内において大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に平慮の災害その他の事由が発生したにあつた場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。

この場合、予定された会期において実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、予定された会期での大会開催を中止するものとする。

(2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。

1) 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害）

2) 人為災害（火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害）

3) 特殊災害（テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害）

4) その他これに類する事象（感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む）

(3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。

1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況

2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限さ

れる状況

- 3) 実施競技の 3 分の 2 以上で全国的に予選会（本要項第 18 項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。）の開催が困難な状況
- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。
 - 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から 1 カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
 - 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
 - 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
 - ① 冬季大会：開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
 - ② 本大会：開催地が決定している年又は 6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
 - 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
 - 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ 1 年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
 - 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは 1 回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
 - 7) 3)による延期開催については、当該大会につき 1 回限りとする。
- (5) 延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第 7 項で定める。

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック

大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。

- 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までには代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

【国民体育大会開催基準要項細則改定案（第7項新設）】

7 本則第16項第5号（延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応）

(1) 総合成績の取扱い

本則第16項(1)において、大会（本大会及び冬季大会）を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1) 当該大会の取扱い

当該大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）については、予選会実施の有無にかかわらず「不参加」として取扱うものとする。

2) ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

- ① 当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除（ふるさと選手制度1回の利用について、2年以上連続で使用した者は、次回大会に2大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。）を適用可とする。
- ② 当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

開催基準要項【抜粋】

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、大会を中止するものとする。

44 協議

- (1)本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2)本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

国体開催基準要項第16項改定検討アンケート集計結果

【アンケート内容】

1. 国内の広範囲に及ぶ極めて特殊な事情がある場合、国体の開催は：

[A] 例外なく、中止とすべき(延期なし)。

[B] 例外的に、延期を認めるべき。([a]～[e]のいずれかを選択)

[a]年度内のいずれかの時期に延期

[b]翌年に延期し、翌年以降の開催各県は、開催時期を1年順送り

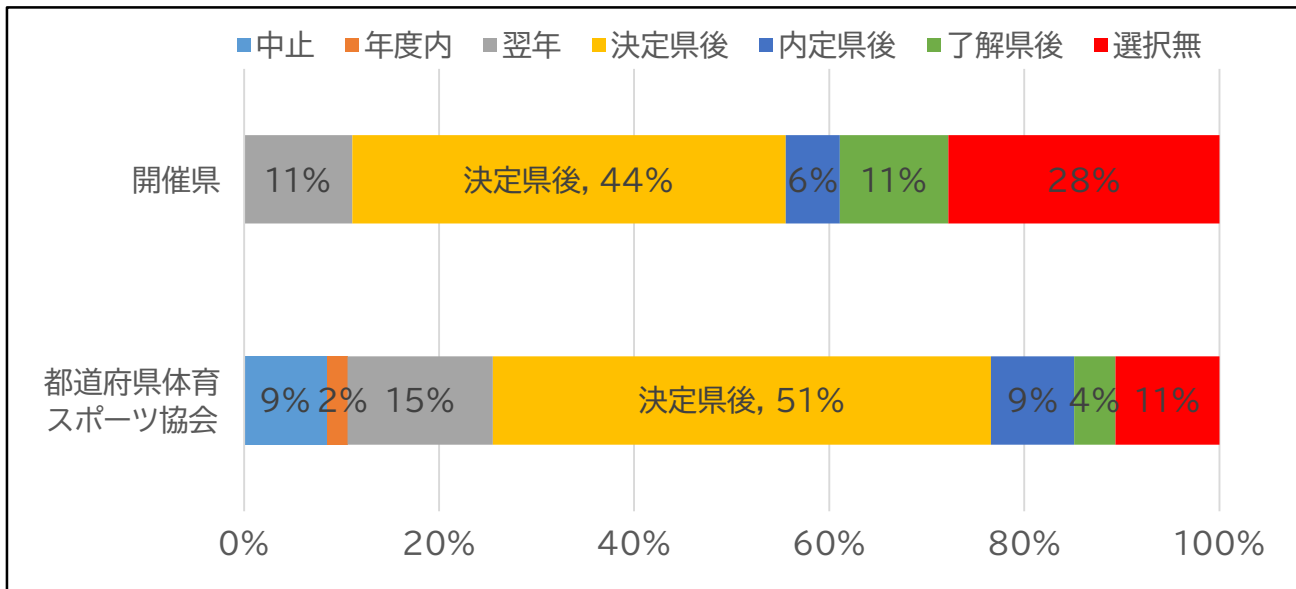
[c]決定県の後に延期し、内定県以降の各県は、開催時期を1年順送り

[d]内定県の後の年に延期し、開催提出順序了解各県は、開催時期を1年順送り

[e]開催申請書提出順序了解県の後の年に延期

【アンケート結果】

	設問1							
	A	Ba	Bb	Bc	Bd	Be	選択無	合計
	中止	年度内	翌年	決定県後	内定県後	了解県後		
開催県	0	0	2	8	1	2	5	18
都道府県体育・ スポーツ協会	4	1	7	24	4	2	5	47



【主な意見】

- ・鹿児島国体延期を前例とし、決定県の後が妥当。
- ・長年にわたる準備において、経済的・人的・時間的負担を考えると、開催県の意向は尊重されるべき。
- ・開催決定県に影響を与えないようにすべき。
- ・開催決定県の延期は負担が大きいが、内定県、了解県であれば延期の対応は可能ではないか。
- ・当該県の意向を尊重し、関係県との合意を得た上で決定するものとしてはどうか。
- ・ルール化は原則とし、今回のプロセスを尊重。
- ・当該県、後催県の思いに真摯に向き合い、よりよい解決案を見出していくべきではないか。
- ・開催内定県として一度延期に応じており、今後の延期は受け入れられない。
- ・以降の開催予定県にできるだけ影響を与えない延期が望ましい。
- ・1回に限り翌年度への延期を可能にし、後催県も痛みを分け合う。
- ・例外なく中止すべき。

第75回国民体育大会（冬季大会）における競技会棄権理由一覧

【第75回国民体育大会冬季大会（青森県・富山県）】

No.	都道府県	競技	棄権理由
1	宮城県	スキー	怪我のため
2	秋田県	スキー	日本代表に選出のため
3	秋田県	スキー	怪我のため
4	秋田県	スキー	怪我のため
5	山形県	スキー	体調不良のため
6	山形県	スキー	体調不良のため
7	福島県	スキー	怪我のため
8	茨城県	スキー	怪我のため
9	茨城県	スキー	怪我のため
10	栃木県	スキー	怪我のため
11	栃木県	スキー	怪我のため
12	埼玉県	スキー	怪我のため
13	埼玉県	スキー	怪我のため
14	東京都	スキー	一身上の都合により
15	東京都	スキー	怪我のため
16	神奈川県	スケート	一身上の都合により
17	神奈川県	スケート	一身上の都合により
18	神奈川県	スキー	一身上の都合により

No.	都道府県	競技	棄権理由
19	神奈川県	スキー	怪我のため
20	山梨県	スキー	怪我のため
21	新潟県	スキー	体調不良のため
22	新潟県	スキー	体調不良のため
23	富山県	スキー	怪我のため
24	富山県	スキー	怪我のため
25	三重県	スキー	怪我のため
26	岐阜県	スキー	怪我のため
27	滋賀県	スケート	怪我のため
28	滋賀県	スキー	体調不良のため
29	大坂府	スキー	一身上の都合により
30	鳥取県	スキー	体調不良のため
31	岡山県	スキー	怪我のため
32	愛媛県	スキー	体調不良のため
33	沖縄県	アイスホッケー	一身上の都合により
34	沖縄県	スキー	一身上の都合により
35	沖縄県	スキー	一身上の都合により

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第 ~~76~~77 回国民体育大会（~~三重~~栃木県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第 ~~76~~77 回国民体育大会（~~三重~~栃木県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成232011年度から平成242012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。

(14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。

~~(14)~~ (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。

第76回国民体育大会冬季大会
スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会

【開 始 式（次第）】

期 日 2021年1月27日（水）
場 所 愛知県芸術劇場大ホール
（愛知芸術文化センター）

順	次 第	変更前	変更後
1	開 場	10:00	10:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	10:15	10:15
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	10:40	11:00
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	10:45	11:01
5	参 加 都 道 府 県 選 手 団 紹 介	11:05	—
6	開 式 通 告	11:20	11:20
7	競 技 会 開 始 宣 言	11:21	11:21
8	国 旗 儀 礼	11:24	11:24
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	11:26	11:26
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	11:28	11:28
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	11:32	11:32
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	11:35	—
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	11:38	—
14	歓 迎 の こ と ば	11:41	11:35
15	選 手 代 表 宣 誓	11:47	11:41
16	閉 式 通 告	11:50	11:44
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	11:51	11:45

第76回国民体育大会冬季大会
スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会

【 表 彰 式 （次第） 】

期 日 2021 年 1 月 31 日（日）

場 所 ウィンクあいち大ホール

（愛知県産業労働センター）

順	次 第	変更前	変更後
1	開 場	15:00	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:30	15:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59	15:59
4	開 式 通 告	16:00	16:00
5	成 績 発 表	16:01	16:01
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:09	16:09
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:25	16:25
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:28	16:28
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:36	16:36
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:39	—
11	会 場 地 あ い さ つ	16:42	—
12	国 旗 儀 礼	16:45	16:39
13	競 技 会 終 了 宣 言	16:47	16:41
14	閉 式 通 告	16:50	16:44
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:51	16:45

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）

【開 始 式】

期 日 2021 年 1 月 27 日（水）

場 所 岐阜県恵那文化センター

順	次 第	変更前	変更後
1	開 場	14:00	14:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	14:30	14:30
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	14:55	14:55
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	15:00	15:00
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	15:20	15:20
6	開 式 通 告	15:45	15:35
7	競 技 会 開 始 宣 言	15:46	15:36
8	国 旗 儀 礼	15:49	15:39
9	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	15:51	15:41
10	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	15:55	—
11	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	15:58	15:45
12	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:01	—
13	歓 迎 の こ と ば	16:04	15:48
14	選 手 代 表 宣 誓	16:10	15:51
15	閉 式 通 告	16:13	15:54
16	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:14	15:55

開催県による宿泊施設の斡旋について

1 現状

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、開催地周辺の宿泊施設では施設の廃業や休業、営業施設の受入自粛が発生しています。
- ・開催県で実施した調査により、選手団等の人数が宿泊施設の受入可能人数を大きく超過しています。

2 対応理由

- ・コロナ禍における大会を開催するため、「国体の核となる競技会を守り抜くこと」を最優先とします。
- ・競技会の開催の観点から、日本スポーツ協会と協議を行い、参加カテゴリーの優先順位を検討しました。
- ・宿泊施設を斡旋する参加カテゴリーの範囲を制限した場合、競技会の開催に必要な不可欠な選手・監督、競技会運営者の斡旋は現状可能と判断しました。

3 斡旋の対象範囲

- ・ 開催県による宿泊施設の斡旋は、選手・監督、競技会運営者、都道府県選手団本部役員2名（原則としてJSP0公認スポーツドクター1名及び総務担当1名）のみとします。
- ・ 上記以外の参加者は、派遣元の責任により宿泊施設の確保を行ってください。
- ・ 今大会に限り、宿泊施設を派遣元等により自己手配した場合も大会の参加を認めます。

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、第 76 回国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

秋田県及び第 76 回国民体育大会冬季大会スキー競技会鹿角市国体実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、**歯科医師**、看護師（保健師）、救護係員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 競技会場（花輪スキー場）には、救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

大会の開始式・表彰式会場及び競技会場における医療救護は、実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関する事項について、必要に応じて別に定めるものとする。

第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会大会（秋田県）
参加章のデザインについて

1 デザイン



2 規格

大きさ：縦 40mm×横 40mm 程度
色：フルカラー

3 デザイン説明

大会の炬火マークを中心として、テーマ「美の国あきた鹿角国体」とスローガン「伝えよう感動 繋げよう絆」で包み込み、このコロナ禍における大会開催をイメージしたもの。オレンジ色は、スローガンに込められた温かな思いと、青色には開催地である鹿角市の空と雪山が表現されています。